

# ○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定状況

(平成6年2月17日県告示第130号、令和2年11月24日県告示第582号)

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	最終改正年月日
長野市	I	I		I	I	I	I	I	I	II	II	II	II		II	最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
上田市				I		I		I	I	II	II	II	II			最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
小諸市									I							最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
佐久市	I					I	I	I	I	II	II	II			II	最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
千曲市	I					I			I	II		II	II			最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
東御市									I							最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
軽井沢町	I					I			I	II						最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
御代田町	I					I			I			II			II	最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
中野市									I							最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
飯山市	I					I			I	II	II	II				最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
小布施町									I							最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
飯田市	I					I	I		I	II		II				R2. 11. 24 県告示第 582 号
喬木村									I							R2. 11. 24 県告示第 582 号
豊丘村									I							R2. 11. 24 県告示第 582 号

(備考)

1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号の規定により定められた用途地域をいう。

2 指定状況は令和3年3月31日現在